

死刑執行の停止を求める国連総会決議に関する会長声明

昨年12月18日、国連総会は、日本を含む死刑存置国に対し、死刑制度の廃止を視野に入れた死刑執行の停止などを求める決議を賛成多数で採択した。さらに、同決議では、死刑に直面する者に対する権利保障、執行の現状等について国連事務総長への報告、死刑を適用する罪名の段階的削減なども求めている。

これに先立ち、昨年5月18日には、国連の拷問禁止委員会は、わが国に対し、死刑制度の問題点を指摘した上で、死刑の執行を速やかに停止すべきことなどを勧告した。

国際社会において、死刑を廃止すべきとの潮流が、もはや動かしがたい事実となっていることは明白である。

一方、わが国では、近時、重罰化の傾向が顕著であり、死刑判決及び死刑確定者の数が増加しているところ、一昨年12月以降の1年間に、大阪拘置所等において、合計12件もの死刑が執行されている。しかも、わが国では、政府による極端な密行主義のもと、死刑に関する情報がほとんど開示されず、死刑の執行がどのように行われているかを検証することは不可能である。かねてより、当会では、わが国の死刑制度に看過できない問題点が存することを指摘した上で、国民的な議論が尽くされるまでの間、死刑の執行を差し控えるとともに、死刑制度についての情報の開示等を求めてきた。しかし、死刑の執行は停止されることはなく、今後も執行数の増加が懸念されるところである。

当会は、政府に対し、今回の国連総会決議がなされたことに鑑み、すみやかに死刑の執行を停止し、わが国における死刑確定者の処遇、死刑執行対象者の決定手続と判断方法、死刑執行の具体的方法と問題点などに関する死刑制度に関する情報を開示したうえで、死刑制度の見直しについて検討を行うよう求める。

2008年(平成20年)1月16日

大阪弁護士会

会長 山田 庸 男